

# XV 麻薬取締部

麻薬取締部は、国民が安心して生活できるように、薬物の不正流通や薬物乱用による保健衛生上の危害の防止を図るために、取締りと行政の両面から業務に取り組んでいます。

## 1 業務の概要

### (1) 主な業務

- ア 薬物犯罪の捜査
- イ 薬物の鑑定や研究
- ウ 正規流通麻薬等の監督
- エ 薬物乱用防止啓発活動
- オ 再乱用防止対策

### (2) 所管法律

- ア 麻薬及び向精神薬取締法
- イ 大麻取締法
- ウ あへん法
- エ 覚せい剤取締法
- オ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（「麻薬特例法」）
- カ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律

## 2 管内薬物犯罪の状況と対策

### (1) 東北管内における薬物犯罪の動向

令和元年（平成 31 年）の東北管内の全薬物事犯検挙者は 392 名で全国の約 3 パーセントに当たります。東北管内人口は全国の約 7 パーセントですので、東北管内は比較的薬物汚染度の低い地域です。

令和元年の全国における覚醒剤事犯検挙者は 8,730 名で、全薬物犯罪検挙者の約 63 パーセントになります。

東北管内の覚醒剤事犯検挙者は 250 名で、全薬物事犯検挙者の約 64 パーセントを占め全国とほぼ同じ様態を示し、宮城県 87 名を筆頭に、福島県 77 名、青森県 40 名、岩手県 19 名、秋田県 17 名、山形県 10 名の順です。

（グラフ 1）（グラフ 2）参照

令和元年の全国の覚醒剤押収量は、過去最大となる約 2.4 トンと大幅に増加し、4 年連続で 1 トンを超えるました。

また、令和元年の全国における大麻事犯検挙者は 4,570 名（前年比 785 名増）に達し、平成 21 年をピークに平成 25 年まで減少していましたが、平成 26 年以降は一転して増加しています。

東北管内の大麻検挙者は、平成 30 年の 97 名から 110 名に増加し、管内の全薬物事犯検挙者の約 28 パーセントを占め、宮城県 48 名を筆頭に、福島県 16 名、山形県 15 名、岩手県 14 名、青森県 10 名、秋田県 7 名の順です。

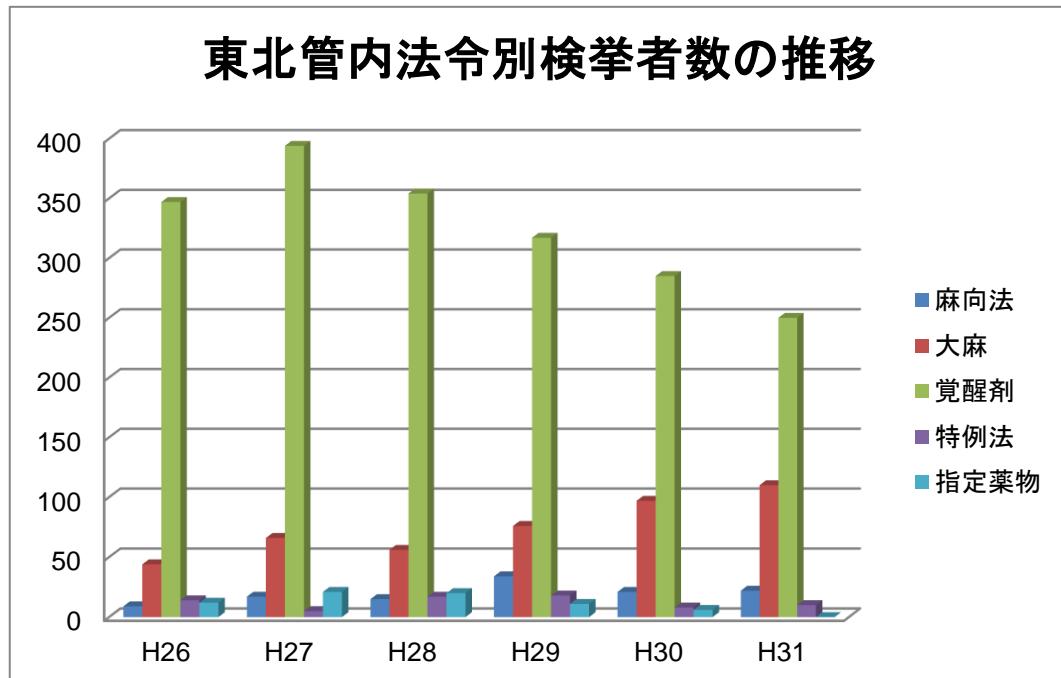
### （グラフ 3）参照

令和元年（平成 31 年）の全国における乾燥大麻押収量は、約 430 キログラムでした。

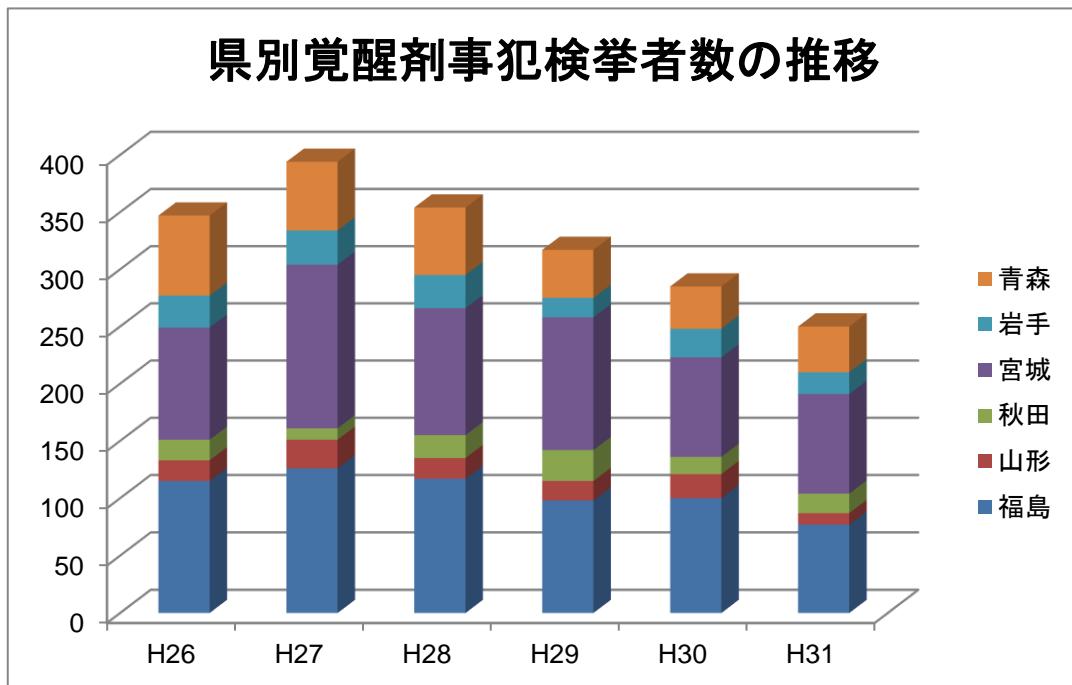
大麻事犯検挙者は、全体の約 57 パーセントが 30 歳未満の者で、若年層への大麻浸透が認められ、東北管内でも同様に検挙者の約 65 パーセントが 30 歳未満の者でした。検挙者数も増加しているため、取締りと啓発活動を推進しています。

全国で店舗型の危険ドラッグ販売業者は根絶したものの、インターネットで危険ドラッグを販売しているサイトなどが散見され、国内のみならず海外に注文するなどして、指定薬物などが含有する商品を購入する者が後を絶たないため、継続してインターネットの監視、摘発を行っています。

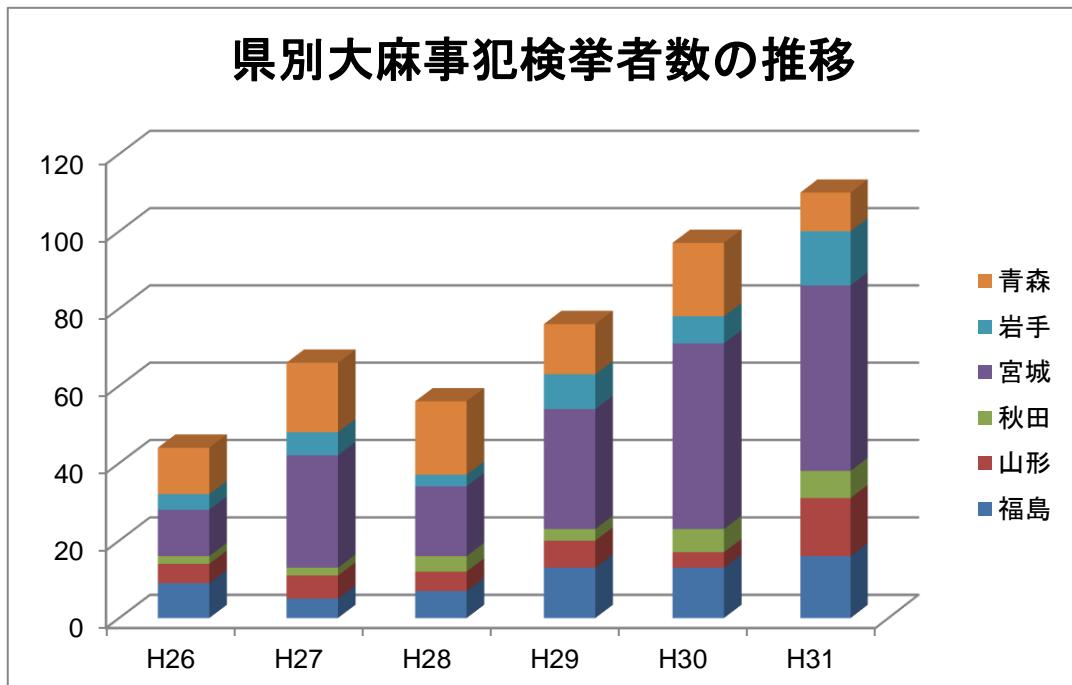
### （グラフ 1）



(グラフ2)



(グラフ3)



## (2) 東北管内における活動

### ア 不正薬物の取締り

#### A 組織的犯罪の摘発

麻薬取締部では、警察、税関等の各捜査機関と情報共有を図り、大規模かつ広域的な薬物密輸組織等の摘発を継続的に進めています。

平成 31 年 4 月から令和 2 年 1 月までの間、宮城県警察、横浜税関と合同で仙台市内在住の自営業や無職の男性密売グループを継続して捜査し、関係個所等の搜索等によりマネキン頭部の支柱から大麻約 1.4Kg を押収したほか、覚醒剤約 2.6Kg を押収、主犯を含め関係者 4 名を検挙しました。

#### B 大麻事犯の摘発

大麻事犯については、30 歳未満の検挙者が多くを占め、若年層への大麻乱用が広がっています。

また、近年、大麻栽培事犯が多く見られることから、令和 2 年 3 月には、秋田県警察と合同で搜索を行い、大麻約 200g や栽培中の大麻草 3 本を押収して検挙しました。

### イ 危険ドラッグ（指定薬物）の現状

令和元年現在、東北管内を拠点としている店舗型の危険ドラッグ販売業者は、認知していません。危険ドラッグの海外からの流入防止については、税関等と連携し、水際対策を行っています。

### ウ 医療事犯

令和元年度は、東北厚生局が主催する保険医療機関等指定更新時集団指導などの機会を利用し、医師に対して講演を行って注意喚起しました。

## 3 鑑定

東北厚生局麻薬取締部では、公平・中立な立場を維持し、最新の分析機器を駆使して迅速で精度の高い鑑定試験を行うために、捜査とは独立した鑑定官を配置しています。

令和元年は、覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへんに係る鑑定を行い、麻薬取締部のみならず、岩手県警察など関係機関から 14 件の鑑定嘱託に対応しています。

また、近年、大麻事犯の増加にともない、当該事犯に対する「尿中大麻成分代謝物に対する新規分析法の開発や大麻含有食品に対する分析法の研究」などについて絶えず開発・研究を行っています。

## 4 関係機関との協力

東北厚生局麻薬取締部は、北海道厚生局麻薬取締部と合同で、「北海道・東北地区麻薬取締協議会」を毎年開催しています。この会議は、中央省庁（法務省、財務省、厚生労働省、警察庁、海上保安庁）からの担当職員の出席を得るとともに、管内の高等検察庁、地方検察庁、管区警察局、警察本部、税関、海上保安本部、入国管理局、北海道及び東北6県の薬務主管課、更には米国司法省麻薬取締局（DEA）、在日米空軍特別捜査局（AFOSI）、在日米海軍犯罪捜査局（NCIS）といった関係取締機関が一堂に会して、相互の協力関係を構築・強化することを目的として、取締上の問題点やその対策等について協議しています。

令和元年度は、6月13日、岩手県盛岡市において開催し、44機関約70名の取締機関職員が、国内外における薬物情勢を情報共有しました。

## 5 行政指導・監督

### （1）許認可業務

麻薬等関係法令の目的・趣旨は、麻薬、覚醒剤、大麻等の規制薬物について、

- ・ その取扱いを一切禁止し、不正行為を徹底して取締り、その乱用による保健衛生上の危害防止を図ること
- ・ その一方で、規制薬物の有用性を最大限活用するため、医療、学術研究、産業に限定して「禁止の解除」を行い、流通経路を監視して不正流通の防止を図ることです。

麻薬取締部は、厚生労働大臣から地方厚生局長に権限を委任された許認可関係の事務などについて、申請の受付、調査、審査を行い免許証・許可書等を発給しています。

令和元年度の主な許認可件数	
免許関係	260 件
許可関係	204 件

### （2）指導・監督

厚生労働大臣から免許を受けた管内の麻薬取扱業者等に対する立入検査のほか、管内各県薬務主管課や保健所と合同で、知事権限の免許区分に係る麻薬診療施設（病院、医院等）、麻薬研究施設、麻薬小売業者（薬局）に対する立入検査も実施し、不正流通がないよう指導・監督を行っています。

## 6 薬物乱用防止啓発活動

小学校から大学まで幅広く講師として麻薬取締官を派遣し、薬物乱用防止教室を通して、違法薬物に対する正しい知識の普及を行っているほか、「薬物乱用防止指導員講習会」においても講演し、地域の薬物乱用防止教室の講師を養成しています。また、「麻薬・覚せい剤乱用防止運動地区大会」などにおいても街頭にて啓発パンフレットやリーフレットを配布して広報活動をしています。

令和元年度講師派遣実績	
講師派遣回数	23回
講演対象者	約2,080名（うち、就学生約1100名）

## 7 再乱用防止対策

### （1）相談電話

昭和61年10月1日から全国の麻薬取締部に「麻薬・覚醒剤相談電話」を設置し、薬物問題に悩む薬物乱用者自身やその家族、知人などに対して広く相談の機会を設け、必要に応じて面談や助言を行っています。相談電話は匿名でも受け付けます。

「麻薬・覚醒剤相談電話」の番号は、

ふつーな（ら）こな なしなし  
022-227-5700

と語呂合わせにより覚えやすい番号となっています。

内容によっては、保健衛生上の危害を防止するため、迅速に捜査へ移行することもあります。

相談受理件数	
平成30年	48件
令和元年	44件

### （2）再乱用防止対策

薬物の乱用をやめようと決意した者に対する支援の一環として、面談やワーキングブックを用いた薬物乱用防止プログラムを実施しています。また、依存症治療をする医療機関や自助グループなどと連携して支援する試みも行っています。

### （3）薬物中毒対策連絡会議及び講習会

東北厚生局麻薬取締部は、北海道厚生局麻薬取締部と合同で「北海道・東北地

区薬物中毒対策連絡会議」を毎年開催しています。この会議は、薬物依存症者の治療に携わる医療機関、取締機関、矯正保護施設等の関係機関が、地域における再乱用防止対策等について連携強化を図ることを目的として、協議・意見交換を行っています。令和元年度は、11月12日、青森県青森市において開催しました。

また、平成20年度から同会議の開催に併せて、「再乱用防止対策講習会」を開催しています。この講習会は、薬物依存症治療・研究の専門家などによる講義形式のもので、薬物問題に係る相談担当者の方々一般にも公開して、地域全体で再乱用防止に対する意識と知識の向上を図っています。

## 8 不正大麻・けし対策

我が国で乱用される薬物のほとんどは、海外からの不正ルートにより供給されています。しかし、大麻やけしは植物であり、栽培することによって国内で供給することが可能となるため、これらの植物の栽培については、次のような規制を設けています。

### (1) 大麻

大麻取締法において、都道府県知事の免許を受けた「大麻取扱者」による栽培以外を禁止しています。

### (2) ソムニフェルム種及びセティゲルム種のけし

あへん法において、厚生労働大臣の許可を受けた「けし栽培者」以外の者の栽培を禁止しています。

### (3) ハカマオニゲシ、コカ、サイロシビン又はサイロシンを含有するキノコ

麻薬及び向精神薬取締法において、「麻薬原料植物」として規制し、都道府県知事の免許を受けた「麻薬研究者」が研究のため、厚生労働大臣の許可を受けて栽培する以外は禁止しています。

これらの植物の栽培に係る規定に違反すれば、麻薬などの違法薬物の密輸入、密造と同様に供給行為として厳しい罰則が科されます。

麻薬取締部では、不正栽培事犯について厳格な取締りを行う一方、違法な大麻・けしを管内地域から排除するため、栽培が違法な植物のパンフレットを配布して広報するとともに、管内各県職員や保健所の職員などと協力して、自生する大麻やけしの除去を行っています。(不正大麻・けし撲滅運動期間 5月1日～6月30日)

令和元年度除去実績	
大 麻	約 31,000 株
け し	約 83,000 株